

日弁連法2第121号
2005年1月11日

弁 護 士 会 会 長 殿

日本弁護士連合会
会 長 梶 谷 剛
(公印省略)
同犯罪被害者支援委員会
委員長 高 原 勝 哉
(公印省略)

犯罪被害者支援について（要請）

総合法律支援法に基づく日本司法支援センターが2006年10月にその業務を開始し、犯罪被害者支援業務が開始されます。また、2004年12月1日、犯罪被害者等基本法が制定され、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」（同法3条1項）との基本理念に基づき犯罪被害者のための施策を総合的に策定し、実施する責務を国の責務として規定し、今後、同基本法に基づき内閣府において犯罪被害者等施策推進会議が設置され、被害者のための基本計画が策定され、これに基づき基本政策が講じられることとなります。

これまで、各弁護士会におかれましても犯罪被害者支援窓口を設置し、研修制度に取り組んでおられる弁護士会も数多く（26会）あります。しかし、いまだに支援制度が整っていない弁護士会も少なからずあります。今後、犯罪被害者の支援を犯罪被害者支援に精通した弁護士により、いつでもどこでも可能とするためには、全弁護士会に犯罪被害者支援に関する委員会等の窓口を設置する必要があります。

当会犯罪被害者支援委員会は、本年度事業として犯罪被害者支援研修ビデオを作成し、全弁護士会に配布する予定となっております。

以上のことを踏まえて以下のような要請を致します。

記

- 1 犯罪被害者に対する法的支援を拡充させるため、犯罪被害者支援に関する委員会等の窓口を設置する等、弁護士による法的支援の拡充のための早急な制度の構築をしていただき、制度がすでに存在する弁護士会では、その拡充を行うなど支援活動をさらに進展していただきたい。
- 2 犯罪被害者に対し、適切な法的支援を行うことを目的として、各弁護士会に対し、犯罪被害者の心情理解及び犯罪被害者支援に関する研修を積極的に実施されたい。研修にあたっては、2005年1月に完成する日弁連犯罪被害者支援委員会編集の研修用ビデオを積極的に利用されたい。

以 上

日弁連法2第37号
2005年5月31日

弁 護 士 会 会 長 殿

日本弁護士連合会
会 長 梶 谷 剛
(公印省略)

同犯罪被害者支援委員会
委員長 高 井 康 行
(公印省略)

犯罪被害者支援について（要請）

「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」（法3条1項）ことを基本理念とする犯罪被害者等基本法が、本年4月1日より施行されました。同法に基づき、内閣府において犯罪被害者等施策推進会議が設置され、犯罪被害者等基本計画（同法8条1項）の策定に向けて検討作業が始められています。

また、2006年10月から業務開始予定の日本司法支援センターにおいては、犯罪被害者等の援助に関する情報の提供等が業務の一内容とされ、この場合「被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること」と定められています（総合法律支援法30条5項）。

このように、犯罪被害者支援が社会で取り組むべき課題となっている現状に鑑みれば、各弁護士会においても、被害者等の援助に精通している支援弁護士を積極的に養成することが不可欠と思われます。

以上のことを踏まえて以下のような取組みを要請する次第です。

記

- 1 犯罪被害者等に対する法的支援の充実を図るため、各弁護士会におかれては、「被害者等の援助に精通している弁護士」について情報を提供するための名簿作成等の準備作業を積極的に実施されたい。
- 2 「被害者等の援助に精通している弁護士」の養成を図るため、犯罪被害者の心情理解及び犯罪被害者支援に関する研修を積極的に実施されたい。その際には、当連合会から送付済みの犯罪被害者支援委員会作成の研修ビデオ及び来る2005年7月1日午後6時から8時に開催される研修センター主催の犯罪被害者支援に関するサテライト研修を活用いただきたい。

以 上